

潟上市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号介護予防支援事業の運用基準及び費用を定める要綱

平成29年3月13日

告示第26号

(趣旨)

第1条 この告示は、潟上市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年潟上市告示第22号。以下「実施要綱」という。）第4条に規定する、第1号介護予防支援事業の実施に関し、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号ニに定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の委託)

第2条 第1号介護予防支援事業の実施については、法第115条の46第2項の規定により設置された地域包括支援センターに配置されている保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等のほか、介護支援専門員等の指定介護予防支援業務を行っている職員により実施するものとする。

2 地域包括支援センターは、第1号介護予防支援事業を指定居宅介護支援事業所に委託し、当該事業所の介護支援専門員に行わせることができるものとする。

(実施の視点等)

第3条 第1号介護予防支援事業は、介護予防と自立支援の視点を踏まえ、対象者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、対象者自らの選択に基づきサービスが包括的かつ効率的に実施されるよう、専門的な視点から、必要な援助を行う。さらに、サービス利用を終了した場合においても対象者のセルフケアとして習慣化され、継続される必要があるため、対象者が主体的に取り組めるように働きかけるとともに、知識や技術の提供によって対象者自身の能力が高まるような支援を行う。

(第1号介護予防支援事業の類型)

第4条 第1号介護予防支援事業における介護予防ケアマネジメントの類型は、次のとおりとする。

(1) ケアマネジメントA

ケアマネジメントAは、実施要綱第4条に規定する訪問型・通所型サービス、訪問型・通所型サービスA及びCの利用者に対して介護予防ケアマネジメントを行い、かつ、月の末日において実施要綱第8条に規定する介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書（様式第3号。以下「届出書」という。）が市に提出されている介護予防支援事業所について算定するものとする。

(2) ケアマネジメントB

ケアマネジメントBは、実施要綱第4条に規定する事業のうち委託や補助で実施されるサービスの利用者に対して介護予防ケアマネジメントを行い、かつ、月の末日において届出書が市に提出されている介護予防支援事業所について算定するものとする。

ただし、ケアマネジメントA及びケアマネジメントCを算定している場合は、算定しない。

(3) ケアマネジメントC

ケアマネジメントCは、実施要綱第4条に規定する事業のうち補助や助成で実施されるサービス又は一般介護予防事業などのサービスの利用者に対して介護予防ケアマネジメントを行い、かつ、月の末日において届出書が市に提出されている介護予防支援事業所について算定するものとする。ただし、初回の1月のみの算定とし、ケアマネジメントA及びケアマネジメントBを算定している場合は、算定しない。

2 初回加算は、新規に介護予防ケアマネジメントを行った場合に算定するものとする。

ただし、ケアマネジメントCを算定している場合は、算定しない。

3 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算は、利用者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際に、当該利用者に係る必要な情報を当該サービスを提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における当該指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成等に協力した場合に、算定するものとする。ただし、この場合において、利用開始前6か月以内において、当該利用者による当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の利用について本加算を算定している場合は、算定しない。

(費用の額)

第5条 第1号介護予防支援に要する費用の額は、別表に規定する単位数に、1単位の単価を乗じて得た額とする。

(1単位の単価)

第6条 前条に定める1単位の単価は、10円とする。

(介護予防ケアマネジメントの実施)

第7条 第1号介護予防支援事業における介護予防ケアマネジメントの実施について必要な事項は、介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)の実施及び介護予防手帳の活用について(平成27年6月5日 老振発0605第1号厚労省老健局振興課長通知)で定めるところによる。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第5条関係） 介護予防ケアマネジメント費単位数表

名称	1月あたりの単位数
ケアマネジメントA	430 単位
ケアマネジメントB	200 単位
ケアマネジメントC	300 単位
初回加算	300 単位
小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	300 単位